

みんなの党の二つのミス

PRコンサルタント 大津彬裕

みんなの党の渡辺喜美前代表が辞任した8億円借り入れ問題について、同党は4月下旬、党の検証委員会の調査結果を発表した。

「公職選挙法や政治資金規正法に違反する事実は認められなかった」という結論だった。借り入れの具体的な目的と使途について、詳細については「分からぬ」を繰り返すだけ。全容解明にはほど遠く、かえって不信を増幅させかねない内容となつた（産経）。

本当の第三者委員会ならともかく、内部調査に対する外部の目は厳しい。外部の弁護士らも交じっていたとはいえ、実質的には内部調査そのもので、当初から成果は期待する者はいなかつたと言つていい。

「8億円もの金を何に使つたのか」。それが皆が最も知りたかったことだつた。この疑問に対して具体的で詳細な説明はなく、ただ「違法性はなかつた」と強調されても、信じようがない。

副産物として、渡辺氏が8億円とは別に、5者から計6億1500万円を借り入れていたことが分かつた。ところが、プライバシーを理由にその身元は明らかにされなかつた。

分かつたことは、他党的カネの問題は厳しく追及してきた渡辺氏が選挙の度に提供者を明らかにできない借金を重ねていたことである。それで選挙のための借金ではないと言い張つても、通用するだろうか。

この内部調査の実施と結果発表は、渡辺氏の潔白と党の信頼回復を狙つたはずなのに、その逆効果しか生まなかつたようだ。

説明責任とは

この内部調査とともにもう一つのミスは、渡辺氏の説明責任である。説明責任とは、政治家や企業経営者など公的な人物が、不祥事などが発生した際、関係者や社会に対して説明することである。

そもそも、渡辺氏が使途を聞かれて、具体的にはただ一つ「大きい熊手」などと人を食つたような回答をしたのが、辞任劇や内部調査を招いた原因だつた。

説明責任とは、単に顔を出して、曖昧で思いつきの言葉を発するだけのものではない。関係者やマスコミを相手にして、納得させ、説得させる内容を持っていなければならぬのは言うまでもない。

今回の一連の出来事は、内部調査と説明責任について再考させる機会を与えた。残るのは東京地検が渡辺氏の法的責任をどう判断するかである。

問題は、今の国会議員資産公開法は、議員個人の借金は、借入先やその条件を明かす義務がない「ザル法」だということだ。

筆者紹介

大津彬裕（おおつ・よしひろ）

東京教育大学卒。昭和37年読売新聞社入社。

社会部・外報部・解説部記者を経て、共同PR社顧問。現在、PRコンサルタント。慶應、玉川、相模女子大学非常勤講師を歴任。「ブランドは広告でつくれない」（翔泳社、共訳）など著訳書多数。

